

日行連発第 491 号
令和 4 年 7 月 25 日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊
法務業務部
部長 原田 誠

株式会社が発起人である場合の定款認証の際の
実質的支配者の認定根拠資料について（周知）

株式会社が発起人である場合の定款認証の際の実質的支配者の認定根拠資料について、今後は株主名簿の添付を求めないことになったということで日本公証人連合会より別添資料のとおり周知依頼がありました。

本件については、日行連会員サイトにて周知いたしますが、各単位会におかれましても、別添資料について会員への周知にご協力くださいますようお願いいたします。

別添資料：

- ・株式会社が発起人である場合の定款認証の際の実質的支配者の認定根拠資料について（周知方依頼）

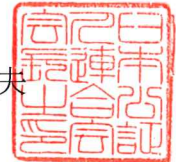
令和4年7月14日

日本行政書士会連合会

会長 常住 豊 様

日本公証人連合会

会長 北原 一 夫



株式会社が発起人である場合の定款認証の際の実質的支配者の認定根拠資料
について（周知方依頼）

貴会におかれましては、ますます御隆盛のこととお喜び申し上げます。

日頃から公証事務の運営につきまして、御理解と御支援を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、標記の認定根拠資料について、これまでは、①株主名簿記載事項証明書、
②株主リスト、③株主名簿を例示しておりましたが、これに関して、令和4年6月
7日付け閣議決定「規制改革実施計画」を踏まえ、各公証人に対し、今後は、株主
名簿の提出を求めることは不適切な場合があるので、別紙のとおり取り扱うよう通
知をいたしましたので、この旨、公証役場を御利用いただいている貴会の会員の皆様に、
御周知いただきたく、貴会の御理解と御協力を賜れば幸いです。

今後とも、倍旧の御高配を賜りますよう、衷心よりお願い申し上げます。

令和4年6月17日

公 証 人 各 位

日本公証人連合会

総括理事 齊 木 敏 文

株式会社が発起人である場合の定款認証の際の実質的支配者の認定根拠資料について（通知）

標記の認定根拠資料については、令和元年10月付け日公連執務資料「F A T F 対応定款認証制度に関するQ & A」の間31において、「特定の株主の議決権割合等を証明する書類については、上記の株主名簿記載事項証明書、株主リスト、株主名簿といった法定のものに限定する理由はない。」として、株主名簿が例示されていますが、これに関し、令和4年6月7日付け閣議決定「規制改革実施計画」（注）を踏まえ、間31を下記のとおり改訂しましたので、この旨御承知おきいただくとともに、その取扱いに遺漏のないようお願いいたします。

記

問31 発起人が法人である場合などの実質的支配者の認定根拠資料としては、どのようなものが考えられるか。

答

- 1 嘱託人に対し、実質的支配者の認定根拠資料の提出を求める際には、発起人である法人の株主の中に、犯罪収益移転防止法施行規則第11条の要件（発起人法人の2分の1を超える議決権の保有）をみたす者がいるかどうかを的確に把握する必要があるが、他方で、嘱託人に不必要な負担を課したり、不必要に個人情報を取得したりすることは避けるべきである。
- 2 従前は株主名簿の提出を求めることもあったが、株主が多数いる場合に嘱託人に不必要な負担を課すものであるという批判を招いた。また、会社法上、株主名簿の閲覧、謄写の請求権があるのは、株主及び債権者とされており（会社法125条）、一般に公開されているものではなく、個人情報保護の観点からも問題がある。このような株主名簿の性質を考慮すると、発起人が法人である場合の実質的支配者の認定根拠資料として、株主

名簿にこだわるべきではなく、むしろその提出を求めることが不適切となる場合がある。

- 3 実質的支配者の認定根拠資料となる書類は、当該会社のしかるべき立場の者が作成名義人となっており、所要の事項（実質的支配者である株主の名前・住所、保有株式数、議決権割合など）が記載されているもので足りる。

その書類の名称も、「証明書」のみならず、「上申書」、「報告書」、「陳述書」等であってもよい。この場合には、当該しかるべき立場にある作成者が当該会社の株主名簿に記載された内容に相違ない旨を付記し、署名又は記名捺印することになるが、囑託人とのやりとりや関係資料から成立の真正について心証がとれるときは、記名のみで差し支えない。

- 4 そのほか、実質的支配者の認定根拠資料として、株主リストを利用することも考えられる。株主リストとは、①登記すべき事項につき株主総会の決議を要する場合に、議決権数上位10名の株主又は議決権割合が3分の2に達するまでの株主のいずれか少ない方の株主の氏名又は名称、住所、それぞれの保有株式数・議決権数・議決権数割合を代表者が証明したもの（商業登記規則61条3項）、②登記すべき事項につき株主全員の同意を要する場合には、株主全員について、その氏名又は名称、住所、株式数、議決権数を代表者が証明したもの（商業登記規則61条2項）が作成され、登記の添付書類となるものである。ただし、これには、実質的支配者でない者が掲載されることもあり得るから、そのような場合には、実質的支配者となるべき者の記載部分のみを提出させるなどの配慮も求められる。

- 5 なお、囑託人から申告受理及び認証証明書作成・交付の申請があれば、実質的支配者申告書添付資料の写しも同証明書に添付して交付することとなるが、その添付資料として、実質的支配者となるべき者以外の氏名等が記載された株主リスト等がある場合、それをそのまま証明書に添付すると、それが株主及び債権者以外の者に閲覧・謄写される可能性があるから、実質的支配者となるべき者の記載部分のみの抄本を作成して交付するのが相当である。

(注) 令和4年6月7日閣議決定「規制改革実施計画」(28ページ)

【事項名】 法人設立手続の迅速化・負担軽減

【規制改革の内容】 b また、法務省は、上記と並行して、以下の 現在の実務における改善も速やかに実施する。

- ・ 定款認証時における実質的支配者の申告の際に公証人が嘱託人に提出を求める資料に関し、株主名簿に代えて株式会社が発起人である場合における実質的支配者の認定根拠資料としては当該株式会社の議決権数上位 10 名の株主又は議決権割合が3分の2に達するまでの株主のいずれか少ない方の株主を対象として作成される株主リスト(商業登記規則(昭和39年法務省令第23号)第61条第3項参照)等をもって足りるものとする運用を全国統一的に実施する。

【実施時期】 b: 令和4年度上期